

外国為替証拠金取引説明書 新旧対照表

下線部分が変更点

変更箇所	新取引説明書	旧取引説明書
<p>外国為替証拠金取引のリスクおよび財産の管理方法等重要事項について 7.</p>	<p>カバー取引先（平成 21 年 3 月 30 日現在） ドイツ銀行 （Deutsche Bank AG） 銀行業/ドイツ連邦金融監督局 ゴールドマン・サックス証券株式会社 （Goldman Sachs Japan Co.,Ltd.） 証券業/日本 金融庁 バークレイズ銀行 （Barclays Bank PLC） 銀行業/イギリス金融庁 株式会社三井住友銀行 （Sumitomo Mitsui Banking Corporation） 銀行業/日本 金融庁 ドレスナー・クラインオート証券会社東京支店 （Dresdner Kleinwort(Japan)Limited Tokyo Branch） 証券業/日本 金融庁 U B S 銀行東京支店 （UBS AG, Tokyo Branch） 銀行業/日本 金融庁</p>	<p>カバー取引先（平成 21 年 3 月 2 日現在） ドイツ銀行 （Deutsche Bank AG） 銀行業/ドイツ連邦金融監督局 ゴールドマン・サックス証券株式会社 （Goldman Sachs Japan Co.,Ltd.） 証券業/日本 金融庁 バークレイズ銀行 （Barclays Bank PLC） 銀行業/イギリス金融庁 株式会社三井住友銀行 （Sumitomo Mitsui Banking Corporation） 銀行業/日本 金融庁 ドレスナー・クラインオート証券会社東京支店 （Dresdner Kleinwort(Japan)Limited Tokyo Branch） 証券業/日本 金融庁 U B S 銀行東京支店 （UBS AG, Tokyo Branch） 銀行業/日本 金融庁</p>
<p>外国為替証拠金取引のリスクおよび財産の管理方法等重要事項について 8.</p>	<p>弊社は、お客様からお預りした証拠金については、株式会社三井住友銀行の外国為替証拠金分別管理信託口座及びみずほ信託株式会社の外国為替証拠金分別管理信託口座にて、弊社の固有財産とは区分して管理しております。</p>	<p>弊社は、お客様からお預りした証拠金については、株式会社三井住友銀行の外国為替証拠金分別管理信託口座にて、弊社の固有財産とは区分して管理しております。</p>
<p>29. ロスカットルール</p>	<p>ロスカットルールとは、<u>証拠金維持率が 20%※1</u>（ロスカットライン）を下回った際に、損失の拡大を防ぐために、弊社の所定の方法により、強制的にお客様の保有する全てのポジション（建玉）を反対売買して決済する制度です。このとき証拠金維持率は下記の計算式により計算されます。 $\text{証拠金維持率} = \text{有効証拠金} \div \text{取引証拠金}$ $\text{有効証拠金} = \text{資産合計} + \text{評価損益金}$ （23. 証拠金等に関する用語 をご参照下さい。） 弊社では、原則として、証拠金維持率が適正の場合（50%※2 以上）は <u>数分～10 分</u>毎にお客様の証拠金の状況等を確認いたします。<u>その際、お客様の証拠金維持率が 50%を下回ったことが確認された場合（以下、証拠金維持率が 50%※2 を下回った口座を「危険口座」といいます。）</u>においては、その後証拠金維持率が 50%※2 以上となるまでの間 1～2 分毎に当該危険口座の証拠金維持率の評価・確認を行うとともに、取引画面に危険口座である旨を表示してお客様に通知します。 また、弊社では上記の取引画面における表示に併せて、ご登録いただ</p>	<p>ロスカットルールとは、<u>取引証拠金が証拠金維持率 20%※1</u>（ロスカットライン）を下回った際に、損失の拡大を防ぐために、弊社の所定の方法により、強制的にお客様の保有するポジション（建玉）の全部を反対売買して決済する制度です。このとき証拠金維持率は下記の計算式により計算されます。 $\text{証拠金維持率} = \text{有効証拠金} \div \text{取引証拠金}$ $\text{有効証拠金} = \text{資産合計} + \text{評価損益金}$ （23. 証拠金等に関する用語 をご参照下さい。） 弊社は、原則として、証拠金維持率が適正の場合（50%※2 以上）は <u>10～30 分</u>毎にお客様の証拠金の状況等を確認いたします。<u>かかる確認において、お客様の、証拠金維持率が 50%を下回ったことが確認された場合（以下、証拠金維持率が 50%※2 を下回った口座を「危険口座」といいます。）</u>においては、その後証拠金維持率が 50%※2 以上となるまでの間、<u>危険口座の場合は 1～2 分</u>毎に当該危険口座の証拠金維持率の評価・確認を行うとともに、取引画面に危険口座である旨を表示してお客様に通知します。 また、弊社はかかる上記の取引画面における表示に併せて、ご登録いた</p>

	<p>ておりますメールアドレス宛に警告を促す電子メール（ロスカットアラート）を配信することがあります。ただし、ロスカットアラートは一取引日につき一度のみの配信となります。</p> <p>さらに、証拠金維持率が 20%※1（ロスカットライン）を下回った場合には、弊社は、約款及び規程の定めに従い、弊社所定の方法により、お客様の保有するポジション（建玉）を強制的に反対売買した上、決済された内容を、取引画面に表示してお客様に通知します。</p> <p>また、弊社では上記の取引画面における表示に併せて、<u>ご登録いただいておりますメールアドレス宛にロスカットが執行された旨を電子メールで通知することがあります。</u>ただし、お客様は自己の責任において、取引画面にてポジション（建玉）の管理を行うものとし、お客様の事情によりこれらの電子メールが届かなかつたとしても、弊社は一切の責任を負わないものとします。</p> <p>なお、お客様のロスカットされるポジションの約定レート（ロスカットレート）は、弊社システムが当該ポジションを確認した時点のレートではなく、当該ポジションをロスカット処理した時点のレートとなります。</p> <p><u>ロスカットはお客様の資産を保全するための措置ですが、急激な相場変動などにより、ロスカットが執行されるレートがロスカットラインから乖離することがあり必ずしも証拠金維持率が 20%※1 時点のレートとは限らず、これを下回る場合もございます。特に、週明けには前週末の終値から大きく乖離したレートで取引が始まることもあり、その時、証拠金維持率がロスカットラインを下回っていれば、週明けのレートに準じた水準でロスカットとなることがあります。</u></p> <p><u>上記のような場合、ロスカットが執行されたとしても、お客様が弊社に預託された金額を上回る損失（不足金）が生じる可能性がありますので、弊社では余裕を持った資金の預託をお奨めしております。</u></p> <p><u>このように、有効証拠金が 0 円を下回った場合には、お客様は預託した資産以上の損失を被ることとなり、弊社に対して当該不足金の支払義務が生じることを異議なく承諾するものとします。なお、当該不足金は、不足金発生日の翌々営業日の午後 3 時まで外貨 ex 口座に入金するものとします。</u></p>	<p>だいておりますメールアドレス宛に警告を促す電子メール（ロスカットアラート）を配信することがあります。ただし、ロスカットアラートは一取引日につき一度のみの配信となります。</p> <p>さらに、証拠金維持率が 20%※1（ロスカットライン）を下回った場合には、弊社は、約款及び規程の定めに従い、弊社の所定の方法により、お客様の保有するポジション（建玉）を強制的に反対売買した上、決済された内容を、取引画面に表示してお客様に通知します。なお、ロスカットによって、有効証拠金が 0 円を下回りお客様の口座に不足金が生じた場合には、<u>お客様は不足金発生日の翌々営業日の午後 3 時まで当該不足金を外貨 ex 口座に差入れて頂く必要があります。</u>その際、お客様のロスカットされるポジションの約定レート（ロスカットレート）は、弊社システムが当該ポジションを確認した時点のレートではなく、当該ポジションをロスカット処理した時点のレートとなります。<u>そのため、ロスカットレートは必ずしも証拠金維持率が 20%※1 時点のレートとは限らず、これを下回る場合もございます。</u></p> <p>また、弊社はかかる上記の取引画面における表示に併せて、<u>電子メールによりお客様に対して通知を行うことがあります。</u>ただし、お客様は自己の責任において、取引画面にてポジション（建玉）の管理を行うものとし、お客様の事情によりこれらの電子メールが届かなかつたとしても、弊社は一切の責任を負わないものとします。</p> <p>弊社ではロスカットルールを設けておりますが、<u>最終的に急激な相場変動等により預り資産以上の損失を被り、当該不足金を追加で預託する義務が発生するおそれがあります。</u></p>
<p>41. 資産の保全について</p>	<p>弊社では「信託保全」というしくみを導入し、お客様からお預りしている資産を三井住友銀行およびみずほ信託銀行に預け、弊社の固有財産と区分して、信託財産として管理しております。この信託保全によって、もし、弊社に万が一の事態が発生した場合、</p> <p>(1) 三井住友銀行およびみずほ信託銀行から<u>受益者代理人</u>へ、直近の信託額算出時点での信託財産を返還</p> <p>(2) <u>受益者代理人</u>を通して、ご本人様確認の上、お客様に実際の有効証拠金額に応じて返還することが可能となります。</p>	<p>弊社では「信託保全」というしくみを導入し、お客様からお預りしている資産を三井住友銀行に預け、弊社の固有財産と区分して、信託財産として管理しております。この信託保全によって、もし、弊社に万が一の事態が発生した場合、</p> <p>(1) 三井住友銀行から<u>信託管理人</u>へ、直近の信託額算出時点での信託財産を返還</p> <p>(2) <u>信託管理人</u>を通して、ご本人様確認の上、お客様に実際の有効証拠金額に応じて返還することが可能となります。</p>

ただし、信託保全は、お取引の元本を保証するものではありません。為替レートの急激な変動によっては、お客様の元本を超える損失が発生するおそれがあります。

また、入金額については原則として毎営業日毎に信託保全金額として有効証拠金額を弊社が算出し、有効証拠金額算出日から2営業日後に当該信託保全金額を信託いたします（三井住友銀行およびみずほ信託銀行は当該計算を行いません）。このとき、外貨建資産については、弊社が指定する為替レートに基づき円評価した信託保全金額を信託しております。

そのため、お客様よりお預りした時点から信託されるまで最大2営業日のタイムラグが生じますので、お預りした時点の資産とお客様に返還する信託保全金額は必ずしも一致しません。但し、この間も金融庁長官の指定する金融機関において、証拠金であることがその名義により明らかな預金口座にて、弊社の固有財産とは分別して管理しております。また、弊社の過誤、システム障害、急激な市場の変動などにより、お客様からお預りしている資産が弊社から適切に信託されなかった場合、当該資産が保全されない場合があります。

弊社に万が一の事態が起こった場合、受益者代理人からお客様に対してその時点の信託保全金額から諸費用を控除した額を上限としてお客様に帰属すべき証拠金等債務額（弊社がお客様に返還すべき証拠金等の額）により按分された額の金銭を分配して返還致しますが、返還の際、お客様ご本人確認をさせて頂く必要がございますので、お客様の個人情報を受益者代理人及び信託先である三井住友銀行およびみずほ信託銀行に提供することがございます。信託先である三井住友銀行およびみずほ信託銀行は、信託された資産の管理を行うのみであり、外貨 ex のお客様の資産の返還を保証するものではなく、お客様も三井住友銀行およびみずほ信託銀行に対して直接返還を請求することはできません。また、三井住友銀行およびみずほ信託銀行は外貨 ex の運営、および受益者代理人の運営および管理責任を一切負いません。

ただし、信託保全は、お取引の元本を保証するものではありません。為替レートの急激な変動によっては、お客様の元本を超える損失が発生するおそれがあります。

また、入金額については原則として毎営業日毎に信託保全金額として有効証拠金額を算出し、有効証拠金額算出日から2営業日後に当該信託保全金額を信託いたします。このとき、外貨建資産については、弊社が指定する為替レートに基づき円評価した信託保全金額を信託しております。

そのため、お客様よりお預りした時点から信託されるまで最大2営業日のタイムラグが生じますので、お預りした時点の資産とお客様に返還する信託保全金額は必ずしも一致しません。但し、この間も金融庁長官の指定する金融機関において、証拠金であることがその名義により明らかな預金口座にて、弊社の固有財産とは区分して管理しております。

弊社に万が一の事態が起こった場合、信託管理人からお客様に対してその時点の信託保全金額を上限として金銭を分配して返還致しますが、返還の際、お客様ご本人確認をさせて頂く必要がございますので、お客様の個人情報を信託管理人及び信託先である三井住友銀行に提供することがございます。信託先である三井住友銀行は、外貨 ex のお客様の資産の返還を保証するものではありません。また、三井住友銀行は外貨 ex の運営、および信託管理人の運営および管理責任を一切負いません。